

不適切保育防止に関する区の対応について

1 不適切保育事件の概要

令和6年1月17日に区内私立認可保育所において、男性の元保育士Aが、性的虐待の疑いで逮捕された（事件 ）。

また、同年10月9日に別の区内私立認可保育所において、男性の元保育士Bが、性的虐待の疑いで逮捕された（事件 ）。

さらには、同月17日に男性の元墨田区会計年度任用職員(保育補助)Cが、前職場（区外）の保育施設における性的虐待の疑いで逮捕された（事件 ）。

2 墨田区再発防止検討委員会における再発防止策の提言

1件目の事件発生後、区では、弁護士、知見を有する者等で構成した墨田区再発防止検討委員会を令和6年2月に設置し、区内全保育施設等に対する再発防止アンケート及び再発防止に関する検討を進めた。同年5月には同委員会から報告書が提出され、以下のとおり再発防止策に関する提言を受けた。本提言については、園長会等を通じ、周知徹底を呼びかけ、あわせて、職員研修等を複数回実施した。また、保育環境の整備や巡回支援の強化等を行った。

【再発防止策の提言】

（１）不適切保育の未然防止

虐待防止ガイドライン等の周知徹底

保育環境の整備

通報窓口の周知及び体制の強化

児童の権利を守るという環境構築

（２）保育施設等に対するサポート体制の充実

巡回による支援の強化

人材育成のための支援の強化

3 これまでの区取組

	1～3月	4～6月	7～9月	10月～
事件	R6.1.17 区内私立認可保育所の元保育士が性的虐待の疑いで逮捕された（事件）。			R6.10.9 区内私立認可保育所の元保育士が性的虐待の疑いで逮捕された（事件）。 R6.10.17 元墨田区会計年度任用職員（保育補助）が前職場（区外）での性的虐待の疑いで逮捕された（事件）。
区取組				
特別指導検査	R6.1.18～事件 に対する特別指導検査の実施			R6.10.24～事件 に対する特別指導検査の実施
検討委員会 再発防止 墨田区	R6.2.15 墨田区再発防止検討委員会発足（ 2/22、 3/21、 3/27、 4/25、 11/11、 2/17（予定）） 再発防止アンケートの実施（3月） 報告書が提出され、再発防止策の提言を受けた（5月末）。			
墨田区再発防止策検討委員会からの提言による取組	徹底 虐待防止ガイドライン等の周知	各園長会での「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（こども家庭庁）」、「保育士特定登録取消者管理システム」等の周知		
	整備 保育環境の			R6.10.18 「午睡時における保育体制」、「死角を作らない保育活動」に関する通知の発出 R6.10.17 カーブミラー等の園内の死角を減らすための環境整備事業実施（10万円/園の補助）
	制の強化 周知及び体制の強化	各園長会での保育士等の通報窓口に関する周知 不適切保育の通報窓口のポスター掲示。以降周知継続		
	児童の権利を守るという環境構築	R6.5.9 人権研修「人権を守るとは」～子どもの人権と不適切保育～ R6.6.14 人権研修「不適切保育」～全国の事例を通して、今伝えたいこと～ R6.10.24 虐待研修「子育ての現状と虐待について」～子どもとの向き合い方と保育園の役割～ R6.10.28～ インクルーシブ保育研修「子どもの権利条約から『人権感覚をつかむ』」（オンデマンド配信）		
	支援の強化 巡回による	指導検査補助巡回における不適切保育に係るチェックの強化 区内全保育施設等に対する保育環境向上のための巡回の強化		
	人材育成の強化 支援の強化			R6.7.19、10.24 男性保育士座談会（カタリバ） R6.12.13～ 人権研修「性暴力防止からのこどもの人権を考える」～性を学ぶことは命を学ぶこと～（全3回）

4 緊急的な対策について

(1) 墨田区再発防止検討委員会の再開（令和6年11月～）

墨田区再発防止検討委員会の委員として危機管理担当副参事（防犯対策担当）を新たに加え、11月から本委員会を再開した。今後は定期的に実施し、区独自のガイドラインの策定等、区の再発防止策の取組状況を報告していく。

(2) 区内全保育施設等に対する一斉総点検調査の緊急実施（令和6年11月～）

区内全保育施設等を対象とした一斉総点検調査を緊急に実施した。アンケートにより施設等に潜在するリスク等を抽出・点数化し、不適切保育が起こるリスクが高い施設に対し、実地による調査及び専門家による改善指導を行う。

(3) 保育記録カメラの配備（令和6年11月～）

保育施設における死角を減らすための環境整備として、区内全保育施設等を対象として、各保育室やホール（午睡場所）等、保育の実施場所での保育記録カメラの配備を推進する（令和6年度中に完了見込み）。

(4) 採用選考に関する見直し（令和6年11月～）

会計年度任用職員の採用選考に関して、前歴・前職確認等に係る申込書の改訂や面接体制の強化等を行い、採用手続に関する見直しを図る。

(5) 組織体制の強化（令和6年12月1日～）

子ども・子育て支援部に新たな組織を設置し、不適切保育や虐待の未然防止に係る区の取組の強化・拡充を図っていく。

【想定業務】

- ・ 墨田区再発防止検討委員会の運営
- ・ 不適切保育防止に関する区独自のガイドラインの策定
- ・ 一斉総点検調査事業
- ・ 不適切保育防止研修の動画配信

(6) 不適切保育防止に関する区独自のガイドラインの策定（令和6年12月～）

不適切保育を未然に防ぐこと、及び不適切な保育が疑われる事案が発生した際の対応を明確化することを目的に、区独自のガイドラインを策定し、区内全保育施設等の全職員に配布する（令和6年年度中）。

【内容】

- ・ 具体的な事例を基に不適切保育の定義を整理する。
- ・ 一斉総点検調査の結果を基に不適切保育が起こる背景を分析し、実効性のある不適切保育の未然防止策を示す。

- ・事案発生時の対応をフローチャート等により明確化する。

(7) 保育士等の意識醸成 (令和 6 年 1 2 月 ~)

区内全保育施設等の全職員を対象とした不適切保育の未然防止のための研修を実施する。

また、研修動画を配信し、全職員が受講できるようにすることで、保育士等の一人ひとりに“気づき”を与え、不適切保育の未然防止を図る。

5 令和 7 年度以降の取組について

(1) 不適切保育に係る通報窓口の体制強化

電話や L I N E 等の S N S を利用した 2 4 時間対応の通報窓口を新たに設置する。通報を受けた事案に対し、弁護士や臨床心理士等の専門家による調査及び改善指導ができる体制を検討していく。

(2) 不適切保育防止のための継続的な研修の実施

区内全保育施設等に従事する全職員を対象とした研修を実施する。

全職員が定期的に受講することで、子どもの人権や不適切保育に関して、一人ひとりの気づきが組織全体の意識向上及び保育の質向上につながる。

(3) 午睡時における保育体制の充実

保育施設において、子どもの午睡時の保育体制の充実を図るための具体的な方策を検討し、実施する。